

令和5年佐久市議会第3回定例会提出予定議案

議案番号	議案名	説明者	頁
68	専決処分の報告について	総務部長	1 ↳ 4
69	佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部長	5
70	佐久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画部長	6
71	佐久市・軽井沢町清掃施設組合規約の変更について	環境部長	7
72	市道の路線認定について	建設部長	8 ↳ 14
73	大型提示装置（中学校）の購入について	学校教育部長	15 ↳ 17
74	大型提示装置（北部地区小学校）の購入について	学校教育部長	18 ↳ 20
75	大型提示装置（南部地区小学校）の購入について	学校教育部長	21 ↳ 23
76	令和4年度佐久市一般会計歳入歳出決算認定について	会計管理者	24 ↳ 25
77	令和4年度佐久市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	会計管理者	24 ↳ 25
78	令和4年度佐久市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	会計管理者	24 ↳ 25
79	令和4年度佐久市障害者支援施設白田学園特別会計歳入歳出決算認定について	会計管理者	24 ↳ 25
80	令和4年度佐久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	会計管理者	24 ↳ 25
81	令和4年度佐久市奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について	会計管理者	24 ↳ 25

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
82	令和4年度佐久市環境エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定について	会 計 管 理 者	24 ～ 25
83	令和4年度佐久市工業用地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	会 計 管 理 者	24 ～ 25
84	令和4年度佐久市茂田井財産区特別会計歳入歳出決算認定について	会 計 管 理 者	24 ～ 25
85	令和4年度佐久市国保浅間総合病院事業特別会計決算認定について	浅 間 病 院 事 務 長	26
86	令和4年度佐久市下水道事業特別会計の利益の処分及び決算認定について	会 計 管 理 者	27 ～ 28
87	令和4年度佐久平環境衛生組合会計歳入歳出決算認定について	会 計 管 理 者	30
88	令和5年度佐久市一般会計補正予算（第5号）について	総 務 部 長	31 ～ 33
89	令和5年度佐久市一般会計補正予算（第6号）について	総 務 部 長	34 ～ 40
90	令和5年度佐久市環境エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について	環 境 部 長	41
91	令和5年度佐久市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	環 境 部 長	41

専決処分報告	1	件
条 例 案	2	件
事 件 案	5	件
決 算 認 定	12	件
予 算 案	4	件
計	24	件

専決処分の報告について

これは、本年7月10日付けで専決処分した令和5年度佐久市一般会計補正予算（第4号）について、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

補正の内容につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯のうち、国の制度による支援がない世帯を支援するための県予算が7月7日に成立したことに伴い、住民税所得割非課税及びそれに準ずる世帯を対象とした1世帯当たり2万円の価格高騰特別対策支援金及び児童1人当たり3万円の子育て世帯生活支援特別給付金について、補正計上したものであります。

令和5年度一般会計補正予算

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

議案番号	会計名	補正号数	補正前の額	補正額	計	補正内容
第68号	一般会計	第4号	49,120,362	71,370	49,191,732	価格高騰特別対策支援金等給付に係る専決補正

令和5年度一般会計歳入歳出補正予算（第4号）

事項別明細書

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	構成比(%)
1 市 税	11,800,000		11,800,000	24.0
2 地 方 譲 与 税	485,000		485,000	1.0
3 利 子 割 交 付 金	3,000		3,000	0.0
4 配 当 割 交 付 金	40,000		40,000	0.1
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	27,000		27,000	0.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	100,000		100,000	0.2
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,200,000		2,200,000	4.5
8 ゴルフ場利用税交付金	18,000		18,000	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000		20,000	0.0
10 地 方 特 例 交 付 金	50,000		50,000	0.1
11 地 方 交 付 税	11,356,478		11,356,478	23.1
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000		12,000	0.0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	361,021		361,021	0.7
14 使 用 料 及 び 手 数 料	422,744		422,744	0.9
15 国 庫 支 出 金	6,769,469		6,769,469	13.8
16 県 支 出 金	2,723,443	71,370	2,794,813	5.7
17 財 産 収 入	73,299		73,299	0.1
18 寄 附 金	694,335		694,335	1.4
19 繰 入 金	5,103,728		5,103,728	10.4
20 繰 越 金	420,000		420,000	0.8
21 諸 収 入	3,067,745		3,067,745	6.2
22 市 債	3,373,100		3,373,100	6.9
歳 入 合 計	49,120,362	71,370	49,191,732	100.0

令和5年度一般会計歳入歳出補正予算（第4号）

事項別明細書

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				構成比 (%)
				特定財源			一般財源	
				国・県 支出金	地方債	その他		
1 議会費	275,254		275,254					0.6
2 総務費	4,282,081		4,282,081					8.7
3 民生費	16,859,458	71,370	16,930,828	71,370				34.4
4 衛生費	4,628,871		4,628,871					9.4
5 労働費	74,185		74,185					0.2
6 農林水産業費	1,434,249		1,434,249					2.9
7 商工費	3,368,034		3,368,034					6.8
8 土木費	5,533,291		5,533,291					11.2
9 消防費	1,070,986		1,070,986					2.2
10 教育費	6,044,806		6,044,806					12.3
11 災害復旧費	58,420		58,420					0.1
12 公債費	5,460,727		5,460,727					11.1
13 予備費	30,000		30,000					0.1
歳出合計	49,120,362	71,370	49,191,732	71,370				100.0

佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

これは、議会の議員に支給する議員報酬について、佐久市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、議員報酬月額を増額をしようとするものであります。

第70号

佐久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、外国人に対する生活保護法に基づく保護に準じた保護の受給者がオンライン資格確認等システムを利用するにあたり、個人番号の利用の必要が生じること等に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

第71号

佐久市・軽井沢町清掃施設組合理約の変更について

これは、佐久市・軽井沢町清掃施設組合理約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定による協議を行うため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、同組合が解散した場合における、事務の承継、決算の調製等に関する規定を追加しようとするものであります。

第72号

市道の路線認定について

これは、市道を路線認定しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

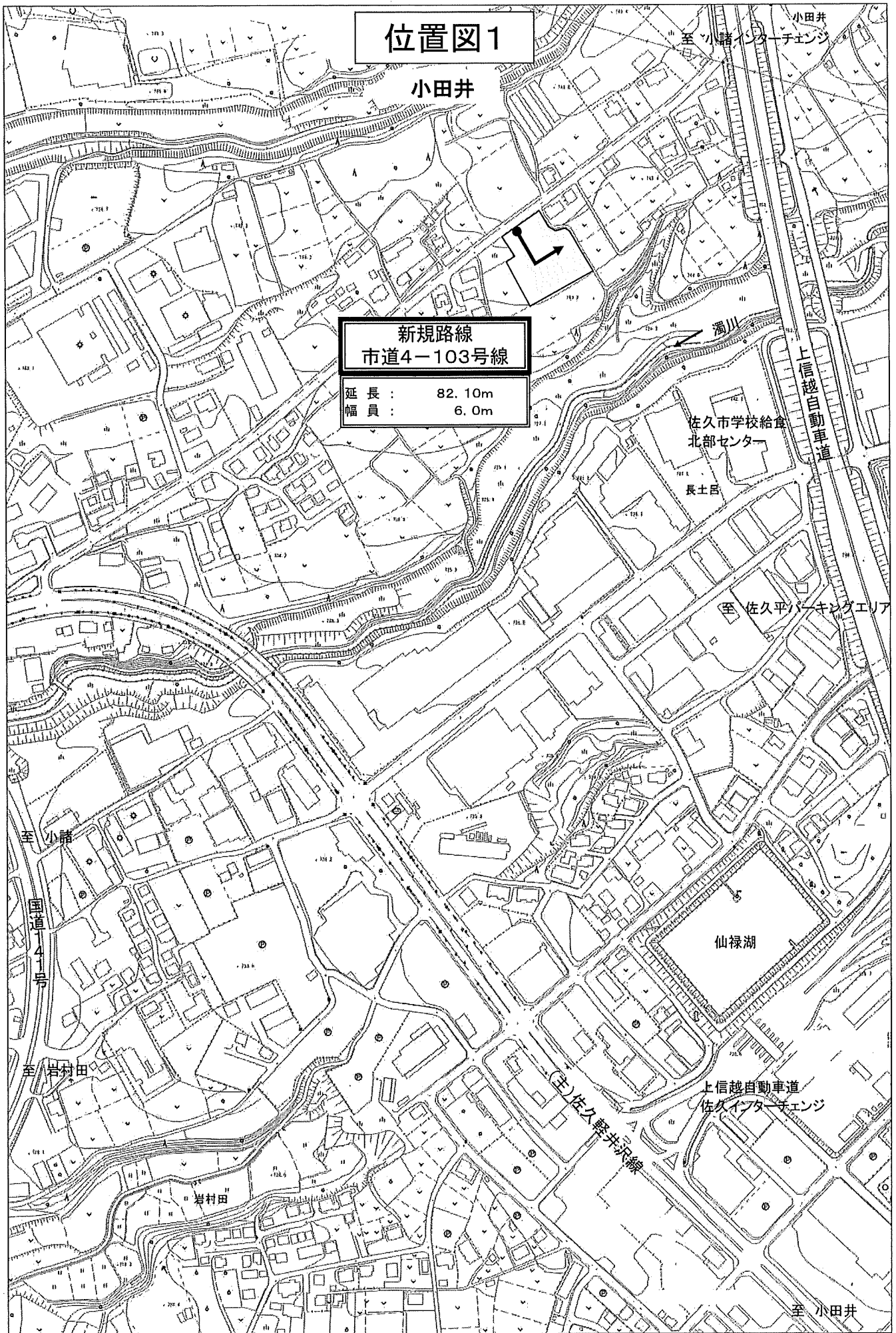
- | | |
|--------------|------|
| ○ 市道4-103号線 | 位置図1 |
| ○ 市道8-166号線 | 位置図2 |
| ○ 市道8-167号線 | 位置図3 |
| ○ 市道31-329号線 | 位置図4 |
| ○ 市道31-330号線 | 位置図5 |
| ○ 市道42-191号線 | 位置図6 |

これら路線は、宅地分譲のための開発に伴い築造され、市道認定基準に適合している道路であります。

位置図1

小田井

新規路線
市道4-103号線
延長： 82.10m
幅員： 6.0m



位置図2

塚原

至 佐久北インターチェンジ

至 佐久平駅

至 岩村田

(主) 下仁田浅科線

JR北陸新幹線

至 塩名田

赤岩公会場

至上田駅

新規路線
市道8-166号線

延長： 24.32m
幅員： 5.0m

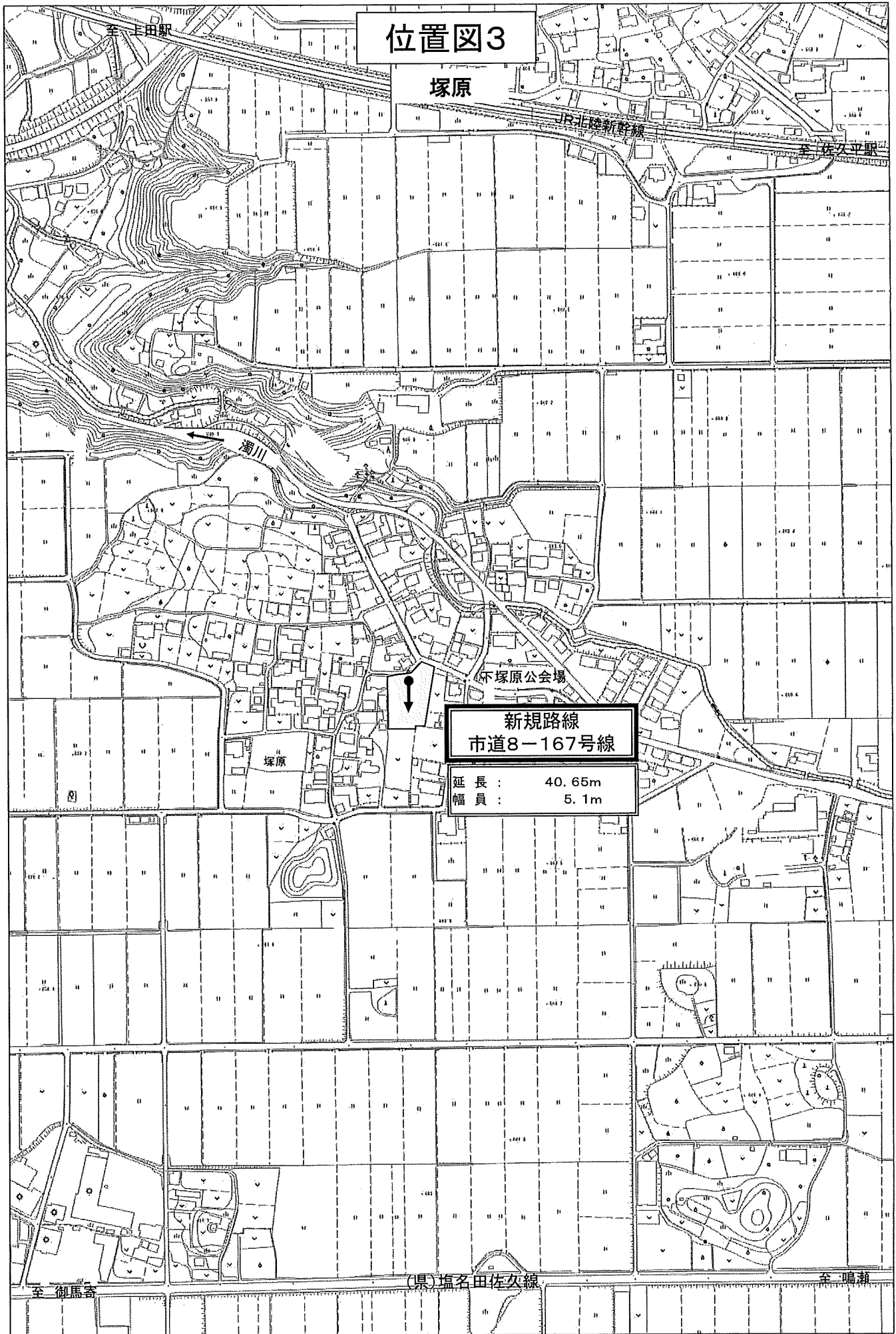
中佐都保育園

平塚公会場

平塚

平塚

至 中佐都インターチェンジ



位置図3

塚原

JR北陸新幹線

至 佐久平駅

濁川

塚原公会場

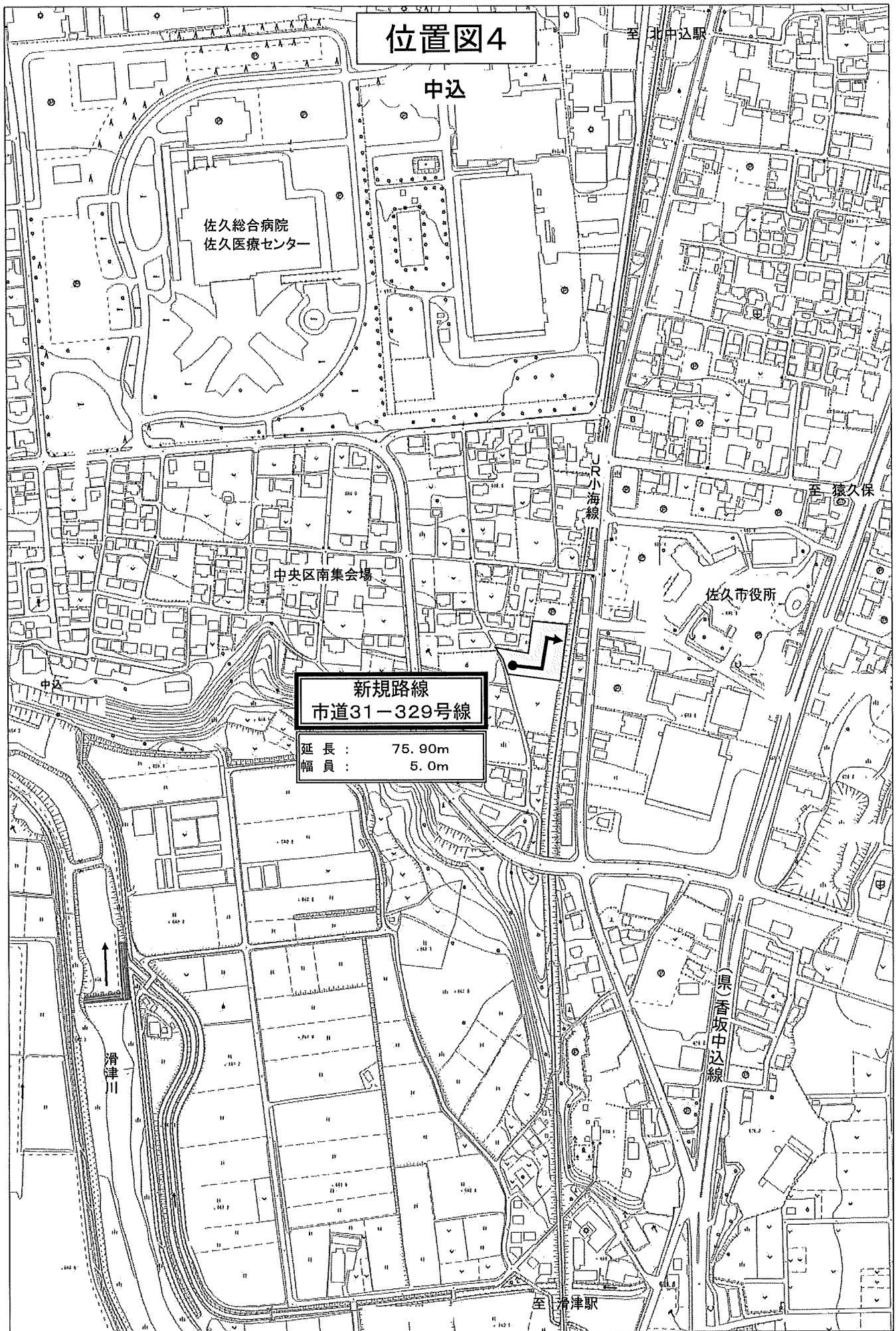
塚原

新規路線
市道8-167号線
延長： 40.65m
幅員： 5.1m

至 御馬寄

(県) 塩名田佐久線

至 鳴瀬



位置図5

中込

至 根々井

中央区北町
第2区集会場

佐久総合病院
佐久医療センター

新規路線
市道31-330号線

延長： 61.28m
幅員： 5.0m

佐久郵便局

滑津川

国道141号

至 跡部

位置図6

田口

至 常和

原区公民館

新規路線
市道42-191号線

延長 : 42.10m
幅員 : 5.0m

田口児童館

下町公会場

至 下越

田口保育園

大型提示装置（中学校）の購入について

これは、G I G Aスクール構想の実現に向けたI C T環境整備の一環として、大型提示装置を各学校の普通教室へ設置するに当たり、大型提示装置101台を購入するため、議会の議決を求めるものであります。

この大型提示装置の購入につきましては、本年7月26日の22業者による指名競争入札の結果、8,049万839円で佐久市野沢93番地の有限会社ナカカツ（代表取締役 市川 哲央 氏）に決定いたしました。

売 買 仮 契 約 書

佐久市（以下「発注者」という。）と 有限会社 ナカカツ（以下「受注者」という。）は、物品の売買について、次のとおり仮契約を締結する。

なお、佐久市議会の議決があったときは、この売買仮契約書を地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（売買物品）

第1条 売買物品（以下「物品」という。）の名称および数量等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 品 名 大型提示装置（中学校）
- (2) 品質・規格・寸法等 詳細は添付仕様書のとおり
- (3) 数 量 101台

（売買代金）

第2条 売買代金は、 金 80,490,839円（消費税含む）とする。
（うち消費税額 7,317,349 円）

（物品の納入）

第3条 物品の納入期限及び納入場所並びに納入完了時期は、次のとおりとする。

- (1) 納 入 期 限 令和6年2月29日
- (2) 納 入 場 所 中学校7校
- (3) 納入完了時期 第5条の規定により発注者が行う検査に合格したときとする。

（売買代金の支払）

第4条 受注者は、第5条の規定による検査に合格した後、支払請求書を発注者に提出して代金の支払を請求するものとし、発注者は適法な請求書を受領した日から、30日以内に当該代金を支払う。

（物品の検査）

第5条 第1条の物品は、発注者の定める方法により、発注者又は発注者の指定する職員が検査を行う。

- 2 前項の検査の結果不合格となった物品は、直ちに取替え再検査を受けなければならない。
- 3 前2項の検査に要する一切の費用は受注者の負担とする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、 金 8,049,084 円とする。

- 2 受注者は、佐久市財務規則第124条第1項の規定により、前項の金額を発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、佐久市財務規則第130条第1項の規定により、第1項の金額を速やかに受注者に還付しなければならない。

（遅延利息等）

第7条 発注者又は受注者は、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入ができないおそれのあるとき、又は代金の支払ができないおそれのあるときは、その旨理由を付して当該期限内に相手方に通知しなければならない。

- 2 発注者又は受注者は、その責に帰すべき事由により、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入できなかったとき、又は代金を支払わなかったときは、翌日から物品を納入した日、又は代金を支払った日までの日数に應ずる遅延利息を相手方の請求に基づいて支払わなければならない。
- 3 前項の遅延利息は、売買代金に対し年2.5パーセントとする。
- 4 発注者又は受注者は、相手方がこの契約を履行しなかったことにより受けた損害が契約保証金又は遅延利息の額を越える場合は、その越える額について、相手方に損害賠償を請求することができる。
- 5 天災地変等で発注者がやむを得ないと認めるとき、又は発注者の都合により納入期日が遅れたときは、延滞料を徴収しない。

(危険負担)

第8条 第5条の規定による検査の前に生じた物品の亡失、又は棄損による損害は、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 第5条の規定による検査の後に発見された契約不適合、又は発注者の正常な管理にもかかわらず生じた契約不適合があるときは、発注者の請求により受注者は直ちに自己の負担で修理し、又は新品と取り替えなければならない。

(事情変更)

第10条 発注者は、必要があるときは、第1条に規定する内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができる。

2 この契約締結後の契約期間内に、市場価格の著しい上昇により売買代金での納入が困難になった場合、又は市場価格の著しい下落が生じた場合は、市場価格の変動率を勘案して発注者受注者協議を行い、変更契約ができるものとする。

(契約の解除等)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしに契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者にこの契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。
- (2) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、受注者がこの契約を履行できないと発注者が認めたとき。
- (4) 契約の解除その他この契約に定めのない事項については、佐久市財務規則に定めるところによるものとする。

(損害賠償)

第12条 前条第1項の規定により契約が解除され発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害の責を負う。

2 前条の解除により受注者に生じた損害については、発注者はその責を負わない。

(費用負担)

第13条 この契約に要する費用及び物品納入に至るまでに必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

(疑義の解決方法)

第14条 この契約の実施に関し、発注者受注者間に疑義のある時は発注者受注者協議のうえ解決するものとする。

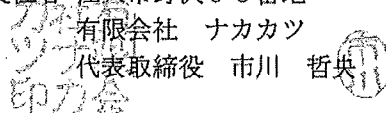
この契約の成立を証するため仮契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ発注者受注者各1通を所持する。

令和5年7月27日

発注者 佐久市中込3056番地
佐久市
佐久市長 柳田 清



受注者-佐久市野沢93番地
有限会社 ナカカツ
代表取締役 市川 哲典



大型提示装置（北部地区小学校）の購入について

これは、G I G Aスクール構想の実現に向けたI C T環境整備の一環として、大型提示装置を各学校の普通教室へ設置するに当たり、大型提示装置93台を購入するため、議会の議決を求めるものであります。

この大型提示装置の購入につきましては、本年7月26日の22業者による指名競争入札の結果、7,409万5,890円で佐久市中込2813番地の勝見事務機販売株式会社（代表取締役 勝見 隆 氏）に決定いたしました。

売 買 仮 契 約 書

佐久市（以下「発注者」という。）と 勝見事務機販売株式会社（以下「受注者」という。）は、物品の売買について、次のとおり仮契約を締結する。

なお、佐久市議会の議決があったときは、この売買仮契約書を地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（売買物品）

第1条 売買物品（以下「物品」という。）の名称および数量等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 品 名 大型提示装置（北部地区小学校）
- (2) 品質・規格・寸法等 詳細は添付仕様書のとおり
- (3) 数 量 93台

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 74,095,890円（消費税含む）とする。
（うち消費税額 6,735,990円）

（物品の納入）

第3条 物品の納入期限及び納入場所並びに納入完了時期は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 令和6年2月29日
- (2) 納入場所 小学校6校
- (3) 納入完了時期 第5条の規定により発注者が行う検査に合格したときとする。

（売買代金の支払）

第4条 受注者は、第5条の規定による検査に合格した後、支払請求書を発注者に提出して代金の支払を請求するものとし、発注者は適法な請求書を受領した日から、30日以内に当該代金を支払う。

（物品の検査）

第5条 第1条の物品は、発注者の定める方法により、発注者又は発注者の指定する職員が検査を行う。

2 前項の検査の結果不合格となった物品は、直ちに取替え再検査を受けなければならない。

3 前2項の検査に要する一切の費用は受注者の負担とする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、金 7,409,589円とする。

2 受注者は、佐久市財務規則第124条第1項の規定により、前項の金額を発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

3 発注者は、佐久市財務規則第130条第1項の規定により、第1項の金額を速やかに受注者に還付しなければならない。

（遅延利息等）

第7条 発注者又は受注者は、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入ができないおそれのあるとき、又は代金の支払ができないおそれのあるときは、その旨理由を付して当該期限前に相手方に通知しなければならない。

2 発注者又は受注者は、その責に帰すべき事由により、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入できなかったとき、又は代金を支払わなかったときは、翌日から物品を納入した日、又は代金を支払った日までの日数に応ずる遅延利息を相手方の請求に基づいて支払わなければならない。

3 前項の遅延利息は、売買代金に対し年2.5パーセントとする。

4 発注者又は受注者は、相手方がこの契約を履行しなかったことにより受けた損害が契約保証金又は遅延利息の額を越える場合は、その越える額について、相手方に損害賠償を請求することができる。

5 天災地変等で発注者がやむを得ないと認めるとき、又は発注者の都合により納入期日が遅れたときは、延滞料を徴収しない。

(危険負担)

第8条 第5条の規定による検査の前に生じた物品の亡失、又は棄損による損害は、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 第5条の規定による検査の後に発見された契約不適合、又は発注者の正常な管理にもかかわらず生じた契約不適合があるときは、発注者の請求により受注者は直ちに自己の負担で修理し、又は新品と取り替えなければならない。

(事情変更)

第10条 発注者は、必要があるときは、第1条に規定する内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができる。

2 この契約締結後の契約期間内に、市場価格の著しい上昇により売買代金での納入が困難になった場合、又は市場価格の著しい下落が生じた場合は、市場価格の変動率を勘案して発注者受注者協議を行い、変更契約ができるものとする。

(契約の解除等)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしに契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者にこの契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。
- (2) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、受注者がこの契約を履行できないと発注者が認めたとき。
- (4) 契約の解除その他この契約に定めのない事項については、佐久市財務規則に定めるところによるものとする。

(損害賠償)

第12条 前条第1項の規定により契約が解除され発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害の責を負う。

2 前条の解除により受注者に生じた損害については、発注者はその責を負わない。

(費用負担)

第13条 この契約に要する費用及び物品納入に至るまでに必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

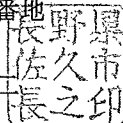
(疑義の解決方法)

第14条 この契約の実施に関し、発注者受注者間に疑義のある時は発注者受注者協議のうえ解決するものとする。

この契約の成立を証するため仮契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ発注者受注者各1通を所持する。

令和5年7月27日

発注者 佐久市中込3056番地
 佐久市
 佐久市長 柳田 清



受注者 佐久市中込2813番地
 勝見事務機販売株式会社
 代表取締役 勝見 隆

大型提示装置（南部地区小学校）の購入について

これは、G I G Aスクール構想の実現に向けたI C T環境整備の一環として、大型提示装置を各学校の普通教室へ設置するに当たり、大型提示装置92台を購入するため、議会の議決を求めるものであります。

この大型提示装置の購入につきましては、本年7月26日の22業者による指名競争入札の結果、7,329万9,160円で佐久市臼田2175番地の有限会社綿屋（代表取締役 春日 よし子 氏）に決定いたしました。

売 買 仮 契 約 書

佐久市（以下「発注者」という。）と 有限会社 綿屋（以下「受注者」という。）は、物品の売買について、次のとおり仮契約を締結する。

なお、佐久市議会の議決があったときは、この売買仮契約書を地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（売買物品）

第1条 売買物品（以下「物品」という。）の名称および数量等は、次の各号のとおりとする。

- | | | |
|---------------|---|-----------------|
| (1) 品 | 名 | 大型提示装置（南部地区小学校） |
| (2) 品質・規格・寸法等 | | 詳細は添付仕様書のとおり |
| (3) 数 | 量 | 92台 |

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 73,299,160円（消費税含む）とする。
（うち消費税額 6,663,560円）

（物品の納入）

第3条 物品の納入期限及び納入場所並びに納入完了時期は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 令和6年2月29日
- (2) 納入場所 小学校6校
- (3) 納入完了時期 第5条の規定により発注者が行う検査に合格したときとする。

（売買代金の支払）

第4条 受注者は、第5条の規定による検査に合格した後、支払請求書を発注者に提出して代金の支払を請求するものとし、発注者は適法な請求書を受理した日から、30日以内に当該代金を支払う。

（物品の検査）

第5条 第1条の物品は、発注者の定める方法により、発注者又は発注者の指定する職員が検査を行う。

- 2 前項の検査の結果不合格となった物品は、直ちに取替え再検査を受けなければならない。
- 3 前2項の検査に要する一切の費用は受注者の負担とする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、金 7,329,916円とする。

- 2 受注者は、佐久市財務規則第124条第1項の規定により、前項の金額を発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、佐久市財務規則第130条第1項の規定により、第1項の金額を速やかに受注者に還付しなければならない。

（遅延利息等）

第7条 発注者又は受注者は、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入ができないおそれのあるとき、又は代金の支払ができないおそれのあるときは、その旨理由を付して当該期限前に相手方に通知しなければならない。

- 2 発注者又は受注者は、その責に帰すべき事由により、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入できなかったとき、又は代金を支払わなかったときは、翌日から物品を納入した日、又は代金を支払った日までの日数に应ずる遅延利息を相手方の請求に基づいて支払わなければならない。
- 3 前項の遅延利息は、売買代金に対し年2.5パーセントとする。
- 4 発注者又は受注者は、相手方がこの契約を履行しなかったことにより受けた損害が契約保証金又は遅延利息の額を越える場合は、その越える額について、相手方に損害賠償を請求することができる。
- 5 天災地変等で発注者がやむを得ないと認めるとき、又は発注者の都合により納入期日が遅れたときは、延滞料を徴収しない。

(危険負担)

第8条 第5条の規定による検査の前に生じた物品の亡失、又は棄損による損害は、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 第5条の規定による検査の後に発見された契約不適合、又は発注者の正常な管理にもかかわらず生じた契約不適合があるときは、発注者の請求により受注者は直ちに自己の負担で修理し、又は新品と取り替えなければならない。

(事情変更)

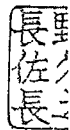
第10条 発注者は、必要があるときは、第1条に規定する内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができる。

2 この契約締結後の契約期間内に、市場価格の著しい上昇により売買代金での納入が困難になった場合、又は市場価格の著しい下落が生じた場合は、市場価格の変動率を勘案して発注者受注者協議を行い、変更契約ができるものとする。

(契約の解除等)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしに契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者にこの契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。
- (2) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、受注者がこの契約を履行できないと発注者が認めたとき。
- (4) 契約の解除その他この契約に定めのない事項については、佐久市財務規則に定めるところによるものとする。



(損害賠償)

第12条 前条第1項の規定により契約が解除され発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害の責を負う。

2 前条の解除により受注者に生じた損害については、発注者はその責を負わない。

(費用負担)

第13条 この契約に要する費用及び物品納入に至るまでに必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

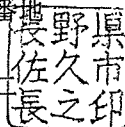
(疑義の解決方法)

第14条 この契約の実施に関し、発注者受注者間に疑義のある時は発注者受注者協議のうえ解決するものとする。

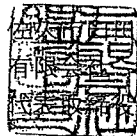
この契約の成立を証するため仮契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ発注者受注者各1通を所持する。

令和5年7月27日

発注者 佐久市中込3056番地
 佐久市
 佐久市長 柳田 清二



受注者 佐久市 2175番地
 綿屋 春日 よ



令和4年度 佐久市一般会計・特別会計歳入決算総括表

(単位:円)

議案番号	区分 会計名	歳 入						
		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	
第76号	一般会計	59,462,215,845	59,313,975,873	58,440,121,184	64,879,968	808,974,721	△ 1,022,094,661	
第77号	国民健康保険特別会計(事業勘定)	9,897,810,000	10,303,302,448	9,994,772,927	27,397,959	281,131,562	96,962,927	
	“(浅科診療所勘定)”	23,477,000	25,089,097	23,644,825	0	1,444,272	167,825	
第78号	介護保険特別会計	10,127,668,000	10,157,430,865	10,129,010,555	7,379,286	21,041,024	1,342,555	
第79号	障害者支援施設臼田学園特別会計	196,938,000	196,700,627	196,700,627	0	0	△ 237,373	
第80号	後期高齢者医療特別会計	1,307,144,000	1,315,173,130	1,310,899,230	297,600	3,976,300	3,755,230	
第81号	奨学資金特別会計	54,215,000	59,217,037	56,680,237	0	2,536,800	2,465,237	
第82号	環境工ネルギー一事業特別会計	193,934,000	193,935,806	193,935,806	0	0	1,806	
第83号	工業用地取得造成事業特別会計	26,392,000	26,392,545	26,392,545	0	0	545	
第84号	茂田井財産区特別会計	2,078,000	2,080,408	2,080,408	0	0	2,408	
	計	81,291,871,845	81,593,297,836	80,374,238,344	99,954,813	1,119,104,679	△ 917,633,501	

令和4年度 佐久市一般会計・特別会計歳出決算総括表

(単位:円)

議案番号	区分 会計名	歳					出	
		予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	歳入歳出差引繰越額	
第76号	一般会計	59,462,215,845	57,030,455,513	1,427,736,256	1,004,024,076	2,431,760,332	1,409,665,671	
第77号	国民健康保険特別会計(事業勘定)	9,897,810,000	9,871,609,157	0	26,200,843	26,200,843	123,163,770	
	" (浅科診療所勘定)	23,477,000	22,556,239	0	920,761	920,761	1,088,586	
第78号	介護保険特別会計	10,127,668,000	10,069,556,903	0	58,111,097	58,111,097	59,453,652	
第79号	障害者支援施設臼田学園特別会計	196,938,000	193,510,721	0	3,427,279	3,427,279	3,189,906	
第80号	後期高齢者医療特別会計	1,307,144,000	1,305,616,679	0	1,527,321	1,527,321	5,282,551	
第81号	奨学資金特別会計	54,215,000	53,945,376	0	269,624	269,624	2,734,861	
第82号	環境工ネルギー一事業特別会計	193,934,000	193,887,590	0	46,410	46,410	48,216	
第83号	工業用地取得造成事業特別会計	26,392,000	26,314,000	0	78,000	78,000	78,545	
第84号	茂田井財産区特別会計	2,078,000	1,945,352	0	132,648	132,648	135,056	
	計	81,291,871,845	78,769,397,530	1,427,736,256	1,094,738,059	2,522,474,315	1,604,840,814	

令和4年度 佐久市国保浅間総合病院事業特別会計決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
収入

区分	予算額				備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計	
病院事業収益	7,597,371,000	359,026,000	0	7,956,397,000	うち仮受消費税及び地方消費税 49,925,185
					予算額に比べ決算額の増減 23,882,313
					7,980,279,313

(単位:円)

区分	予算額				備考
	当初予算額	補正予算額	流出増減額	小計	
病院事業費用	8,028,799,000	207,826,000	0	8,236,625,000	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額
					地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額
					0
					8,236,625,000
					72,401,482
					うち仮払消費税及び地方消費税 208,847,755

(2) 資本的収入及び支出
収入

(単位:円)

区分	予算額			備考	
	当初予算額	補正予算額	小計		
資本的収入	419,045,000	△ 9,200,000	409,845,000	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	
				継続費通次繰越額に係る財源充当額	
				0	
				624,845,000	
					予算額に比べ決算額の増減
					△ 2,301,000
					622,544,000

(単位:円)

区分	予算額				備考
	当初予算額	補正予算額	流出増減額	小計	
資本的支出	761,538,000	△ 55,273,000	0	706,265,000	地方公営企業法第26条の規定による繰越額
					継続費通次繰越額
					0
					921,680,200
					863,608,624
					0
					58,071,576
					うち仮払消費税及び地方消費税 23,521,018

令和4年度 佐久市下水道事業特別会計決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
収入

区分	予算額				税引決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計			
下水道事業収益	3,324,935,000	137,194,000	0	3,462,129,000	3,475,391,437	13,262,437	うち仮受消費税及び地方消費税189,939,951

支出

区分	予算額				税引決算額	不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	合計			
下水道事業費用	3,266,916,000	51,465,000	0	3,318,381,000	3,211,271,328	107,109,672	うち仮払消費税及び地方消費税88,009,327

(2) 資本的収入及び支出
収入

区分	予算額				税引決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	合計			
資本的収入	1,887,748,000	△ 321,537,000	247,363,000	1,813,574,000	1,747,140,977	△ 66,433,023	

支出

区分	予算額				税引決算額	不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	合計			
資本的支出	3,025,714,000	△ 347,971,000	332,500,000	3,010,243,000	2,837,598,515	176,644,485	うち仮払消費税及び地方消費税84,430,216

第86号

令和4年度 佐久市下水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益 剰余金
当年度末残高	18,303,765,279	517,923,843	704,028,300
議会の議決による処分額	180,000,000	0	△ 400,000,000
資本金組入れ	180,000,000	0	△ 180,000,000
減債積立金	0	0	△ 150,000,000
建設改良積立金	0	0	△ 70,000,000
処分後残高	18,483,765,279	517,923,843	(繰越利益剰余金) 304,028,300

佐久市普通会計 財政状況(主要財政指数等)の推移

項目 年度	歳入決算額 (千円)	歳出決算額 (千円)	実質収支 比 (%)	財政力 指数	経常収支 比 (%)	財政健全化判断比率				標準財政規模 (千円)	市債現在高 (千円)	基金現在高 (千円)	債務負担行為 (千円)
						実質赤字 率 (%)	連結実質 赤字比率 (%)	実質公債費 率 (%)	将来負担 率 (%)				
R4	58,676,637	57,261,047	3.9	0.506	82.2	—	—	0.7	—	28,653,384	45,967,370	34,211,695	5,595,010
対前年度比較 (R4-R3)	△ 3,170,582	△ 1,326,382	△ 1.5	△ 0.002	3.6	—	—	0.5	—	△ 122,830	△ 467,619	1,139,943	△ 6,209,642
R3	61,847,219	58,587,429	5.4	0.508	78.6	—	—	0.2	—	28,776,214	46,434,989	33,071,752	11,804,652
R2	67,271,212	63,267,546	3.6	0.511	82.1	—	—	△ 0.2	—	28,170,338	45,912,419	29,568,196	8,222,841
R1	50,102,046	48,499,248	4.1	0.507	81.8	—	—	△ 0.6	—	27,532,846	45,400,415	32,380,124	7,006,995
H30	46,091,086	44,907,618	3.4	0.505	81.9	—	—	△ 0.3	—	28,000,262	45,658,538	31,663,654	7,628,200
H29	45,040,793	44,090,365	2.7	0.504	82.2	—	—	0.0	—	27,776,477	47,863,740	32,067,994	7,700,574
H28	50,907,526	49,774,113	3.7	0.506	82.9	—	—	0.0	—	27,850,994	50,340,966	32,064,523	3,331,104
H27	52,192,552	50,483,939	4.8	0.507	78.4	—	—	0.1	—	28,223,834	49,358,390	32,337,781	7,225,966
H26	51,134,515	48,942,090	3.7	0.510	80.0	—	—	0.8	—	27,388,473	47,550,021	31,234,245	12,174,179
H25	48,123,555	46,717,183	3.7	0.512	79.9	—	—	1.5	—	27,368,621	45,823,239	30,707,735	8,243,903
H24	50,414,764	49,347,822	3.7	0.515	81.2	—	—	3.0	—	27,160,246	44,191,084	28,693,318	6,301,601
H23	46,862,351	45,118,198	3.5	0.528	78.2	—	—	4.2	—	26,808,883	41,527,933	26,992,709	4,817,460
H22	47,444,160	45,956,055	4.2	0.549	78.8	—	—	5.7	—	26,604,945	41,332,594	24,654,262	4,817,150
H21	48,315,926	47,095,520	3.5	0.509	81.9	—	—	6.7	—	25,970,892	40,299,646	21,677,080	4,521,071
H20	49,676,242	48,699,470	3.2	0.577	83.9	—	—	7.8	—	25,401,792	39,591,012	19,803,728	1,157,205
H19	41,396,944	40,525,824	3.4	0.561	83.4	—	—	9.2	33.7	23,890,474	37,443,884	19,740,146	2,174,386
H18	40,421,612	39,536,200	3.0	0.531	80.1	—	—	11.9	—	24,552,708	38,177,425	20,379,219	1,245,758
H17	42,259,271	41,416,594	2.9	0.499	79.9	—	—	12.0	—	24,410,374	39,906,384	19,757,365	1,639,373

※健全化判断比率(実質公債費比率は除く)がマイナスの場合は制度上【数値なし】

令和4年度 佐久平環境衛生組合会計歳入歳出決算総括表

(単位:円)

歳入	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		364,325,000	371,669,731	363,661,474	0	8,008,257

(単位:円)

歳出	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との差	歳入歳出差引額
		364,325,000	292,749,100	0	71,575,900	71,575,900

令和5年度一般会計補正予算（案）

第1表 歳入歳出予算補正

（単位：千円）

議案番号	会計名	補正号数	補正前の額	補正額	計	補正内容
第88号	一般会計	第5号	49,191,732	1,000	49,192,732	総務費 交流推進事業費 友好都市である能代市への災害発生に伴う見舞金

令和5年度一般会計歳入歳出補正予算（第5号）（案）

事項別明細書

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	構成比(%)
1 市 税	11,800,000		11,800,000	24.0
2 地 方 譲 与 税	485,000		485,000	1.0
3 利 子 割 交 付 金	3,000		3,000	0.0
4 配 当 割 交 付 金	40,000		40,000	0.1
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	27,000		27,000	0.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	100,000		100,000	0.2
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,200,000		2,200,000	4.5
8 ゴルフ場利用税交付金	18,000		18,000	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000		20,000	0.0
10 地 方 特 例 交 付 金	50,000		50,000	0.1
11 地 方 交 付 税	11,356,478	1,000	11,357,478	23.1
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000		12,000	0.0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	361,021		361,021	0.7
14 使 用 料 及 び 手 数 料	422,744		422,744	0.9
15 国 庫 支 出 金	6,769,469		6,769,469	13.8
16 県 支 出 金	2,794,813		2,794,813	5.7
17 財 産 収 入	73,299		73,299	0.1
18 寄 附 金	694,335		694,335	1.4
19 繰 入 金	5,103,728		5,103,728	10.4
20 繰 越 金	420,000		420,000	0.8
21 諸 収 入	3,067,745		3,067,745	6.2
22 市 債	3,373,100		3,373,100	6.9
歳 入 合 計	49,191,732	1,000	49,192,732	100.0

令和5年度一般会計歳入歳出補正予算（第5号）（案）
事項別明細書

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				構成比 (%)
				特定財源			一般財源	
				国・県 支出金	地方債	その他		
1 議会費	275,254		275,254					0.6
2 総務費	4,282,081	1,000	4,283,081				1,000	8.7
3 民生費	16,930,828		16,930,828					34.4
4 衛生費	4,628,871		4,628,871					9.4
5 労働費	74,185		74,185					0.2
6 農林水産業費	1,434,249		1,434,249					2.9
7 商工費	3,368,034		3,368,034					6.8
8 土木費	5,533,291		5,533,291					11.2
9 消防費	1,070,986		1,070,986					2.2
10 教育費	6,044,806		6,044,806					12.3
11 災害復旧費	58,420		58,420					0.1
12 公債費	5,460,727		5,460,727					11.1
13 予備費	30,000		30,000					0.1
歳出合計	49,191,732	1,000	49,192,732	0	0	0	1,000	100.0

令和5年度一般会計補正予算（案）

第1表 歳入歳出予算補正

（単位：千円）

議案番号	会計名	補正号数	補正前の額	補正額	計	補正内容
第89号	一般会計	第6号	49,192,732	1,082,863	50,275,595	別紙のとおり

令和5年度一般会計歳入歳出補正予算（第6号）（案）

事項別明細書

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	構成比(%)
1 市 税	11,800,000		11,800,000	23.5
2 地 方 譲 与 税	485,000		485,000	1.0
3 利 子 割 交 付 金	3,000		3,000	0.0
4 配 当 割 交 付 金	40,000		40,000	0.1
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	27,000		27,000	0.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	100,000		100,000	0.2
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,200,000		2,200,000	4.4
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	18,000		18,000	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000		20,000	0.0
10 地 方 特 例 交 付 金	50,000	51,881	101,881	0.2
11 地 方 交 付 税	11,357,478	283,944	11,641,422	23.2
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000		12,000	0.0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	361,021		361,021	0.7
14 使 用 料 及 び 手 数 料	422,744		422,744	0.8
15 国 庫 支 出 金	6,769,469	21,780	6,791,249	13.5
16 県 支 出 金	2,794,813	2,338	2,797,151	5.6
17 財 産 収 入	73,299		73,299	0.1
18 寄 附 金	694,335	5,689	700,024	1.4
19 繰 入 金	5,103,728	21,353	5,125,081	10.2
20 繰 越 金	420,000	693,939	1,113,939	2.2
21 諸 収 入	3,067,745	339	3,068,084	6.1
22 市 債	3,373,100	1,600	3,374,700	6.7
歳 入 合 計	49,192,732	1,082,863	50,275,595	100.0

令和5年度一般会計歳入歳出補正予算（第6号）（案）
事項別明細書

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				構成比 (%)
				特定財源			一般財源	
				国・県 支出金	地方債	その他		
1 議会費	275,254		275,254					0.5
2 総務費	4,283,081	7,500	4,290,581			5,000	2,500	8.5
3 民生費	16,930,828	27,115	16,957,943	2,381		339	24,395	33.7
4 衛生費	4,628,871	43,929	4,672,800	21,187	700	22,042		9.3
5 労働費	74,185		74,185					0.2
6 農林水産業費	1,434,249		1,434,249					2.9
7 商工費	3,368,034		3,368,034					6.7
8 土木費	5,533,291	1,325	5,534,616	550	700		75	11.0
9 消防費	1,070,986		1,070,986					2.1
10 教育費	6,044,806	4,010	6,048,816				4,010	12.0
11 災害復旧費	58,420		58,420					0.1
12 公債費	5,460,727	998,984	6,459,711				998,984	12.9
13 予備費	30,000		30,000					0.1
歳出合計	49,192,732	1,082,863	50,275,595	24,118	1,400	27,381	1,029,964	100.0

令和5年度一般会計補正予算（第6号）（案）

補正内容

（単位：千円）

款	補正内容	補正額	説明
○総務費	企画調整費	5,000	寄附採納に伴うふるさとづくり基金積立金の増額
	情報化推進事業費	2,500	デジタル人材育成・就労支援プロジェクトへの応募者数が想定を大きく上回り、参加できなかった方を来年度以降の参加につなげるための委託料の増額
○民生費	老人在宅福祉事業費	1,260	申請者増に伴う高齢者にやさしい住宅改良促進事業に係る補助金の増額
	老人福祉施設事業費	19,500	あいとびあ白田の入浴用温水に係る設備の故障に伴う修繕料
	子育て支援事業費	2,057	利用増に伴う子育て支援短期入所に係る委託料の増額及び子ども基本法施行に伴う子ども計画の策定に係る予算組替
	母子等福祉事業費	2,220	利用者増に伴う高等技能訓練促進費の増額
	野沢児童館・子育て支援拠点施設整備事業費	938	子ども・子育て支援拠点施設の運営に係る有識者会議及びワークショップ開催のための経費
	子ども未来館管理事業費	340	昨年度の入館料確定に伴う年度協定に基づく子ども未来館施設整備基金積立金
	交通安全対策事業費	800	申請件数の増加に伴う自転車用ヘルメット購入費補助金の増額
○衛生費	環境衛生管理費	689	クラウドファンディング型ふるさと納税寄附金の実績に基づく猫繁殖制限手術費補助金の増額

令和5年度一般会計補正予算（第6号）（案）

補正内容

（単位：千円）

款	補正内容	補正額	説明
○衛生費	新エネルギー推進事業費	43,240	国補助交付決定に伴う公共施設等にLED照明を設置するための経費
○土木費	交通安全施設事業費	1,000	国補助交付決定に伴う中佐都小通学路に係る交通安全対策工事費
	高速交通対策事業費	325	しなの鉄道上田駅構内における車両脱線事故に伴う線路設備更新に係る負担金の増額
○教育費	公民館事業費	3,140	臼田公民館内設置の電気陶芸窯の故障に伴う新規電気陶芸窯購入経費
	文化財事務所管理事業費	870	旧文化財事務所である旧志賀小南棟に隣接する松の枯死に伴う樹木伐採等手数料
○公債費	市債元金償還金	998,984	前年度繰越金確定に伴う市債繰上償還元金

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(一般会計)

1 追 加

(単位：千円)

番号	事 項	期 間	限 度 額	内 容
13	野沢児童館・子育て支援拠点施設整備事業費	令和6年度から令和7年度まで	1,446,350	野沢児童館・子育て支援拠点施設建築工事 (ゼロ債務負担行為)
14	新エネルギー推進事業費	令和6年度	89,845	佐久市役所本庁舎等LED照明設置工事
15	道路凍結防止剤散布委託料	令和6年度	3,000	市道凍結防止剤散布委託料
16	道路除雪業務委託料	令和6年度	3,000	市道除雪業務委託料

2 変 更

(単位：千円)

番号	事 項	補正前		補正後		内 容
		期間	限度額	期間	限度額	
10	都市構造再編集中支援事業費（県民佐久運動広場跡地内交流施設工事費）	令和6年度	232,800	令和6年度	295,490	物価上昇及びワークショップ等住民意見の設計反映に伴う限度額の変更

3 廃 止

(単位：千円)

番号	事 項	補正前		補正後		内 容
		期間	限度額	期間	限度額	
1	子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料	令和6年度	3,000	—	—	子ども・子育て支援事業計画を内包することも計画を策定するため

第 3 表 地 方 債 補 正

(一般会計)

1 追 加

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	内 容
脱 炭 素 化 推 進 事 業	700	起債対象事業費の追加

2 変 更

(単位:千円)

起 債 の 目 的	補正前 限度額	補正後 限度額	内 容
公 共 事 業 等	631,800	632,200	起債対象事業費の変更による増額
一 般 事 業	8,100	8,400	起債対象事業費の変更による増額
臨 時 財 政 対 策 債	200,000	200,200	発行可能額の決定による増額

令和5年度特別会計補正予算(案)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

議案 番号	会 計 名		補正 号数	補正前 の 額	補正額	計	説 明
第90号	環境エネルギー 事業特別会計		第1号	146,032	21,400	167,432	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金活用事業の財源とするための一般会計繰出金及び前年度繰越金の確定に伴う基金積立金の増額
第91号	下水道 事業 特別会計	収益的 支出	第1号	3,298,026	860	3,298,886	昨年度3月分使用料における漏水減免申請件数の増加に伴う過年度損益修正損の増額
		資本的 支出		2,943,706	0	2,943,706	